

岩手県告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和元年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
木澤内科・脳神経クリニック	宮古市栄町2番5号 カリヤビル5階	精神通院医療	令和元年6月1日
パルム薬局	釜石市只越町二丁目5番5号	精神通院医療	〃
訪問看護ステーションケアコー トもりおか	盛岡市青山一丁目25番25号	精神通院医療	令和元年7月1日
訪問看護ステーション巣子	滝沢市葉の木沢山164番地13の2	精神通院医療	〃